

堺市監査委員公表第17号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年3月26日

堺市監査委員	信	貴	良	太
同	小	堀	清	次
同	藤	坂	正	則
同	澤		由	美

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	公の施設の指定管理者監査 (堺市立歴史文化にぎわいプラザ)	
監査実施期間	令和5年8月1日 ~ 令和5年12月21日	
措置を講じた部局等	文化観光局 観光部 観光推進課 指定管理者：SAKAI 縁プロジェクト	
指摘事項等	措置内容	所管部課等
<p>3 事業報告書等について</p> <p>(1) 基本協定書において、指定管理者は、事業報告書及び定期報告書に収支状況や利用料金の収入状況（利用者数、料金区分、減免等の状況）を記載することとされているが、以下の誤りがあった。</p> <p>ア キャッシュレス決済が導入された利用料金の収支の処理は、利用者が支払った金額と決済手数料をそれぞれ収入額、支出額として処理（総額処理）することが原則である。</p> <p>しかし、事業報告書において、利用者が支払った金額と決済手数料の差額のみ収入処理（純額処理）した額を利用料金の収入額として報告をしているものがあった。</p>	<p>構成団体のうち、大阪ガスビジネスクリエイト株式会社では、本社にて経理書類を作成しており、指定管理者の口座から決済手数料を引いた金額が本社へ入金されるため、その金額（純額）を収入として処理していました。</p> <p>御指摘を受け、経理処理方法を見直しましたので、令和5年度第3四半期の定期報告書から総額処理で報告しています。</p> <p>御指摘を受け、指定管理者に経理処理方法の見直しを指示し、令和5年度第3四半期の定期報告書から総額処理で報告を受けました。</p>	<p>指定管理者</p> <p>観光推進課</p>
イ 事業報告書において、収支報	内訳を示す別紙について、	指定管理者

<p>告書では利用料金とその他の収入の合計額を 5,023 万 9,555 円と報告しているが、その内訳を示す別紙では、合計額は 4,689 万 2,235 円となっていた。</p>	<p>毎月の定期報告書の利用料金収入（速報値）を積み上げて作成しており、決算値に修正していませんでした。</p> <p>御指摘を受け、令和 5 年 10 月 10 日付けで別紙を修正し、提出しました。</p> <p>今後は、事業報告書を提出する前に、別紙が決算値になっていること及び収支報告書の数値と一致していることを確認します。</p> <p>御指摘を受け、令和 5 年 10 月 10 日付けで修正した別紙を受理しました。</p> <p>今後は、収支報告書と別紙の整合性を確認することにより、再発を防止します。</p>	<p>観光推進課</p>
<p>ウ 身体障害者や市内在住の 65 歳以上の方等を対象とする減免等の状況（件数・金額）を記載していないものがあった。</p>	<p>御指摘を受け、令和 2 年度から令和 5 年度 7 月分について、令和 5 年 10 月 10 日付けで報告しました。</p> <p>また、令和 5 年 8 月定期報告書から、減免等の状況を記載しています。</p> <p>御指摘を受け、令和 5 年 8 月定期報告書より記載するよう指導し、令和 2 年度から令和 5 年度 7 月分についても令和 5 年 10 月 10 日付けで報告を受けました。</p> <p>再発防止のため、事業報告及び定期報告において提出が必要な資料のチェックリストを作成しました。</p>	<p>指定管理者</p> <p>観光推進課</p>

<p>4 管理運営について</p> <p>(1) 指定管理者は、基本協定書に基づき、関係法令で求められる計算書類及び監査報告書を毎事業年度終了後 2 か月以内に市に提出するものとし、指定管理者が共同企業体であるときは、各構成団体の計算書類及び監査報告書をそれぞれ取りまとめて市に提出しなければならないが、各構成団体の計算書類及び監査報告書を提出していなかった。</p>	<p>御指摘を受け、令和 5 年 10 月 10 日付けで令和 2 年度から令和 4 年度の 3 年分をまとめて提出しました。</p> <p>今後は、毎年度終了後に提出します。</p> <p>御指摘を受け、令和 2 年度から令和 4 年度の各構成団体の計算書類及び監査報告書について、速やかに提出するよう指導し、令和 5 年 10 月 10 日に提出を受けました。</p> <p>再発防止のため、提出が必要な資料のチェックリストを作成しました。</p>	<p>指定管理者</p> <p>観光推進課</p>
<p>6 経理について</p> <p>(1) 使用済として保管されている領収証綴りの中に、無効処理が行われていない未使用の領収証が 1 枚残っていた。</p> <p>[事業報告書の収支状況について(意見)]</p> <p>指定管理者は、事業計画書において、特定の収入や支出の予算額に一定割合を乗じて得た額を一般管理費として計上しているが、決算時にどのように一般管理費を計上するのかが示されていない。このような中、事業報告書では一般管理費の決算額を予算額と同額で計上している。</p> <p>当該指定管理は、基本協定書に</p>	<p>御指摘を受け、直ちに無効処理を行いました。</p> <p>以降は、簿冊が終了した時点で担当 2 名によるダブルチェックを行っています。</p> <p>一般管理費は、本社の間接経費（人事労務管理、給与計算、経理、情報セキュリティ等の固定で発生する人件費、事務所経費）であるため、予算額と決算額が同額となっており、収支計画書を提出する際に指定管理者より説明を受けた上で、合理性のあるものとして承認しています。</p>	<p>指定管理者</p> <p>観光推進課</p>

<p>において、指定管理料と利用料金収入の合計額が本業務を行うための経費を上回った場合には、上回った額のうち 5 割を市に還付金として支払うこととされている。このため、仮に特定の収入や支出の決算額を用いて一般管理費を算定した場合、還付金が発生することとなっていた。</p> <p>市としては、収支をどのように計上するかをあらかじめ明確にするよう指定管理者に求めることで、施設の管理運営における収支を適切に把握し、指定管理料の妥当性を検証されたい。</p>	<p>しかしながら、収支をどのように計上するのかについて、あらかじめ書面により明確にすることが適切であるため、令和 5 年度以降の事業計画書及び事業報告書において一般管理費の積算を記載した上、予算額と決算額を同額として計上する旨を記載するよう指導しました。令和 5 年度事業計画書については、令和 5 年 11 月 16 日付けで修正した事業計画書の提出を受けています。</p>	
---	---	--